

千葉県立市川東高等学校同窓会

会 則

第 1 章

- 総則 第 1 条 本会は、千葉県立市川東高等学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦交流を図るとともに、活力あふれる学校づくりの一助となる諸活を通して、母校と地元地域における千葉県の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、積極的な情報の発信を行い、会員相互の懇親交流、生徒会および部活動の援助、部活動 O B 会活動の奨励、学校環境の改善・整備の援助、その他必要な活動を推進する。
- 第 4 条 本会の会員は次の 2 種とする。
- (1) 通常会員 本校を卒業した者
 - (2) 特別会員 本校の旧職員および現職員
本校を中途退学した者で、役員会の承認を得た者

第 2 章

- 組織 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (うち 1 名学校職員) (3) 幹事長 1 名
 - (4) 副幹事長 若干名 (5) 会計 2 名 (うち 1 名学校職員) (6) 監査 2 名
 - (7) 常任幹事 若干名 (8) 幹事 各期 1 名
- 第 6 条 本会に卒業年次ごとの学年同窓会（以下学年同窓会という）をおく。
会員は卒業年度により当該の学年同窓会に属するものとする。
学年同窓会には、幹事を中心にクラス代表で構成される学年同窓会運営委員会をおき、活動にあたるものとする。
- 第 7 条 役員を選出および任期については下記によるものとする。
- (1) 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、監査は、総会において会員中より選出する。
 - (2) 常任幹事及び幹事は会長が委嘱するものとし、常任幹事と幹事を兼ねることができる。
 - (3) 役員任期は 1 年とし、再選は妨げない。
但し、欠員を生じた時は補欠選出し、その任期は残任期間とする。
- 第 8 条 役員は下記の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し学校との連携を密にして、会務の統轄責任者として総会及び役員会を招集する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長の不在または事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 幹事長は会務の運営にあたるとともに、学年同窓会の活動を推進する。
 - (4) 副幹事長は幹事長を補佐する。幹事長の不在または事故あるときはその職務を代行する。
 - (5) 会計は、本会の会計および事務を担当し、学校との連絡を密にして、会員に関する情報を管理する。

- (6) 監査は会計の監査にあたり、その結果を役員会及び総会に報告する。
- (7) 常任幹事は、具体的な企画を役員会に提案し、同窓会の将来を考えるシンク・タンクの役割を果たす。
- (8) 幹事は、幹事長との連携を密にして学年同窓会を企画する。実施に際しては当該学年のクラス代表若干名を召集して学年同窓会運営委員会をもち、盛大かつ円滑な開催をめざす。

第3章

会議 第9条 本会はその目的を果たすために次の会議をもつ。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 学年同窓会運営委員会

第10条 総会は年一回、会長が召集し、次の事項を報告し、議決する。

- (1) 会務報告
- (2) 予算及び決算報告
- (3) 役員選出
- (4) その他報告の質問事項等、必要と認めた事項

なお(1)、(2)の報告事項は書面により報告する。

第11条 役員会は必要に応じて会長または副会長が召集し、次の事項を議決する。

- (1) 会務報告
- (2) 予算の決定と決算の承認
- (3) その他必要と認めた事項

なお、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。また緊急な事態が生じた場合は会長と校長とで協議、その措置をとり、後に役員会にて承認を得るものとする。

第12条 学年同窓会運営委員会は、必要に応じて幹事が当該学年のクラス代表を召集する。なお、同委員会は幹事が事前に幹事長と企画案を打合せた上でもつことができる。

第13条 各会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。

第4章

会計 第14条 本会の経費は入会金及びその他の収集をもってあてる。

第15条 入会金は3000円とし、卒業時まで納入する。特別会員は入会金を免除する。

第16条 本会の会計は4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

- (1) 本会則の変更は総会の議決による
- (2) 本会則は昭和55年4月1日から実施する。
- (3) 本会則は昭和56年2月8日から実施する。
- (4) 本会則は昭和60年8月4日から実施する。
- (5) 本会則は平成6年8月6日から実施する。
- (6) 本会則は平成23年7月17日から実施する。
- (7) 本会則は平成25年4月1日から実施する。
- (8) 本会則は平成30年4月1日から実施する。